要　請　書

平成２６年６月５日

衆議院議員

衆議院内閣常任委員長

　柴山　昌彦　殿

あぐら被害者の会　（代表・川口瑞夫）
〒332-0034
埼玉県川口市並木 3-24-18
川口並木郵便局留
電話　080-4451-6587
http://agurahigai.web.fc2.com/

「あぐら被害者の会」は、昨年７月１６日に安愚楽牧場事件の被害者有志によって結成された組織です。同月２８日には東京・市ケ谷にて「安愚楽牧場事件逮捕者に対する詐欺罪立件を求める緊急集会」を開催しましたが、同集会には柴山議員にも駆けつけていただき、ご登壇およびご挨拶をいただきました。この場を借りてあらためてお礼申し上げます。

さて、先月３０日、全国の被害者約１７００人が原告となって国家賠償請求訴訟が同時提訴されました。この事件の被害が拡大した原因の一つに行政の落ち度があったと感じている被害者が多くいることが、今回の提訴の最大の理由です。

しかしながら、被害者の多くはすでに定年を迎えた高齢者であり、「裁判終結まで生きていられるかどうかわからない」と口にする人も少なくありません。柴山議員に

おかれましては、そうした被害者を救済するためにも、早期解決に向けてご尽力いただけますようお願いいたします。

被害者の多くは、安愚楽の経営陣だけでなく国にも騙されたという思いを抱いています。なぜなら、同業他社が摘発されたのに安愚楽だけが摘発されないのは、預託法の管理下で健全な経営をしているからだと信じていたからです。実際、三ケ尻久美子元社長も「うちは預託法を遵守しているから摘発されない」という発言を繰り返していました。

和牛オーナー商法が預託法が定める特定商品に追加されたのは１９９７年８月ですが、そのことが、安愚楽牧場に対する間違った安心感を出資者に与えてしまいました。結果を見るかぎり、和牛オーナー商法を預託法の管理下においたことが、出資者の保護や被害の防止に寄与するどころか、かえって被害拡大の一因になってしまったと指摘せざるをえません。

規制を担当する官庁がその職責を果たさなかったことが、被害の拡大を招いたという点では、この安愚楽牧場事件は原発事故と同じような問題点を孕んでいると考えられます。柴山議員におかれましては、そうした観点からも、この問題に精力的に取り組んでいただけますよう、重ねてお願いいたします。

参考資料として以下の文書を添付いたします。

１．預託法違反裁判・控訴審開始についての声明（平成 26・04・24）

２．検察審査会への申立に関する声明（平成 26・05・09）

３．国会賠償訴訟の提訴に関する声明（平成 26・05・30）

４．安愚楽牧場の元社長らの詐欺罪での起訴相当の判断を求める署名（署名用紙）
（６月２日時点で 4700 名を超える署名が集まっています）

以上